

播磨町いじめ防止基本方針



令和5年4月(改正)

播磨町教育委員会

目 次

第 1 章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

1 播磨町いじめ防止基本方針策定の目的	1
2 いじめの定義等	
3 いじめ対策等の基本姿勢	
4 いじめの理解	2
(1) いじめの基本的な考え方	
(2) インターネットを通じて行われるいじめの特徴	
5 いじめ防止等に関する基本的な考え方	3
(1) いじめの未然防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめの早期対応	
(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応	4
(5) 学校・家庭・地域との連携	
(6) 関係機関との連携	
(7) 保護者の責務	

第2章 いじめ防止等のための対策の内容

1 播磨町が実施する施策	5
(1) 播磨町いじめ問題策連絡協議会の設置	
(2) 播磨町いじめ問題策委員会の設置	
2 教育委員会の取組	
(1) いじめの未然防止・早期発見	
(2) いじめに対する早期対応	6

第3章 学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定	7
2 学校の組織づくり(「いじめ防止対策委員会」の設置)	
(1) 目的	
(2) 構成	
(3) 役割	8
3 いじめ問題等の取組の基本的な考え方	
(1) いじめの未然防止	
(2) いじめの早期発見	9
(3) いじめに対する早期対応	10
(4) インターネットを通じて行われるいじめの対応	12
(5) 家庭や地域との連携	
(6) 関係機関との連携	13

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の意味	
2 学校又は教育委員会による調査	
(1) 調査の趣旨及び調査主体	
(2) 調査を行うための組織	14
(3) 事実関係を明確にするための調査の実施	
(4) その他留意事項	
3 調査結果の提供および報告	
(1) いじめを受けた児童生徒及び保護者への適切な情報提供	15
(2) 調査結果の報告	
4 町長による再調査及び措置	
(1) 再調査	
(2) 調査の結果を踏まえた措置等	16

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

1 播磨町いじめ防止基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで、すべての児童生徒が安全で安心して学校生活を送り、健やかに成長するためには、学校・家庭・地域その他の関係機関が連携して、いじめの防止及び解決を図らなければならない。

播磨町いじめ防止基本方針（以下、「播磨町基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的のもと、いじめ防止対策推進法第12条（平成25年法律第71号。以下、「法」という。）や、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下、「重大事態ガイドライン」という。）を参酌して、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめに対する早期対応）のための対策を総合的かつ効率的に推進するために策定するものである。

2 いじめの定義等

いじめといじめの態様は、法第2条や国の基本方針において次のように定められている。

（定義）

この法律において「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめの態様）

- ひやかしたりからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ対策等の基本姿勢

すべての子どもは、かけがえのない存在であり地域の宝である。互いに認め合い、安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指すことができる。しかしながら、いじめは、子どもにとって、その健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、子どもの未来へ深刻な影響を与えるものである。

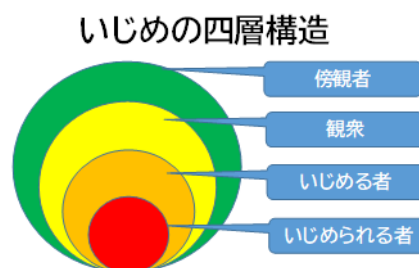
このことから、いじめ対策の基本姿勢を次のとおりとする。

- いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害事案であるとの認識を持つ。
- いじめを特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、地域全体の問題として取り組む。
- 学校、家庭・保護者、地域等、町民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。
- 子どもが、自らも地域社会の一員であることを自覚し、いじめに対応できる力をつけられるよう育成する。

4 いじめの理解

(1) いじめの基本的な考え方

- ・いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。
- ・嫌がらせや意地悪などの暴力を伴わないいじめに関しては、多くの児童生徒がいじめられる側、いじめる側を入れ替わりながら経験するものである。
- ・暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめとともに、生命または身体に重大な危険を生じさせるものである。
- ・いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者の関係で成立しているものではなく、「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っているものである。また、学級や部活動等の所属団体の構造上の問題（例えば、無秩序や閉塞性）も深く影響している。
- ・いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるものである。例えば、けんかやふざけ合いであっても児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断して対応し、場合によっては「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も必要である。



(2) インターネットを通じて行われるいじめの特徴

インターネット上でのメールやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等を利用したいじめは、次のような理由から大人の目に触れにくく、より一層発見が困難である。

- ・匿名性の高さから、不特定多数の者によって安易に誹謗中傷の書き込みが行われる。
- ・情報のやり取りが容易に早くできるため、いじめが思わぬ速さで深刻化する。
- ・画像や動画の所持・加工・拡散といった二次的な被害が生じやすく、削除が困難である。
- ・パスワードをかけた仲間内で発生していることがある。等

インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となりうることから、インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる必要がある。

5 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全児童生徒を対象として未然防止の取組を行うことが最も合理的かつ有効的な対策である。そのため、些細な行為がいじめにつながらないような潤いに満ちた土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要とされている。

このため、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図りストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、すべての児童生徒が安心でき自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも重要である。併せて、いじめ問題への取組の重要性について町民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。このため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階から、複数の教職員で的確に関りを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知しなければならない。

また、早期発見に向けて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめの早期対応

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒に対して、安全を確保し詳細を確認したうえで、いじめたとされる児童生徒から事情を確認し適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。この際、児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。

また、家庭や町教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を図ることが必要である。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対応のあり方

について十分に理解しておくとともに、学校における組織的な対応を可能とする体制整備が必要である。

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童生徒や教職員に対して、インターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対応について学習する機会を確保するとともに、インターネットの正しい活用など情報モラル教育を推進する必要がある。

また、県の「ネットいじめ情報」相談窓口や県警サイバー犯罪対策課など、専門的助言や支援を得られる機関との連携を強化し、効果的な対応策や安全安心な利用方法の検討に努める必要がある。

(5) 学校・家庭・地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者がいじめ問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめ問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要になる。

また、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(6) 関係機関との連携

いじめの問題に対し、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を超えることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局の人権擁護機関等）との適切な連携を図るため、日頃より情報共有体制を構築しておくことが必要である。

(7) 保護者の責務

保護者は、子供の教育について第一義的な責任を有し、家庭の温かな人間関係の中で、その保護する児童生徒のいじめを許さない心を育てる必要がある。

そのためには、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むための指導に努めるとともに、常日頃から悩みなどを打ち明けることができる家庭内での円滑なコミュニケーションが重要である。また、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから守らなければならない。

第2章 いじめ防止等のための対策の内容

1 播磨町が実施する施策

(1) 播磨町いじめ問題対策連絡協議会の設置

町は、法第14条第1項及び播磨町いじめ防止対策推進条例第10条に基づき、いじめの防止等に関する関係機関が情報共有し連携強化を図るため、学校、教育委員会、医療関係者、保護者・地域代表者等により構成される「播磨町いじめ問題対策連絡協議会」(以下、「連絡協議会」という。)を設置する。

(2) 播磨町いじめ問題対策委員会の設置

町は、法第14条第3項及び第28条第1項、播磨町いじめ防止対策推進条例第11条の規定に基づき、連絡協議会との円滑な連携のもと、学校におけるいじめ等のための対策を実行的に推進するため、町教育委員会の附属機関として「播磨町いじめ問題対策委員会」(以下、「対策委員会」という。)を設置する。

この対策委員会は、学識経験を有する者や法律、精神、心理、福祉等に関する専門的な知識・経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

2 教育委員会の取組

(1) いじめの未然防止・早期発見

① 道徳教育・体験活動等の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

② 児童生徒の自主的活動の支援及び保護者・教職員への啓発等

いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進するとともに、その他必要な措置を講じる。

③ 児童生徒に対する定期的な調査の実施

いじめの未然防止・早期発見を図り、児童生徒の実態把握に努め、定期的な調査(いじめアンケートの実施)その他の必要な措置を講じる。

④ 児童生徒・保護者・教職員のための相談体制の整備

児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるようにするため、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーの配置、弁護士等の専門家の派遣、関係機関等の連携等の体制整備を図る。(「サポートチーム播磨」推進事業の充実)

⑤ 研修等の実施

教職員に対し、自殺予防教育を含めたいじめの防止等のための対策に関する研修及び担当者連絡会の実施など、資質能力の向上に必要な措置を講じる。

⑥ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置（ネットパトロールの実施等）を講ずる。

また、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、児童生徒のインターネットの使用状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携して資料等を配布する等、必要な啓発活動を実施する。

(2) いじめに対する早期対応

① いじめの通報を受けたときの措置

町教育委員会は、学校から法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行ったり、必要な措置を講ずることを指示したりする。さらに、当該報告に係る事案については、自ら必要な調査を行う。

なお、この調査については、必要に応じ法第14条第3項の附属機関である対策委員会を活用して調査を行う。

② 関係機関と連携した指導・助言

町教育委員会は、いじめについて学校だけでの対応が困難な場合や複数の関係機関の協力を得ることが必要な場合には、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカー等の専門家の派遣をはじめ関係機関との連携を通して、必要な措置を速やかに講ずる。

③ 児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置

町教育委員会は、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対して事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組むよう指導・助言する。

また、町教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

さらに、いじめの加害者に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止期間

における学習支援などの教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。加えて、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

第3章 学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、法第13条の規定に基づき、国や県の基本方針、播磨町の基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実等、いじめの防止等全体に係る事項を定めることとし、以下について配慮する。

- ・基本方針を策定するにあたっては、検討する段階からの保護者や地域の参画が策定後の学校の取組を円滑に進めていくうえで有効となることを認識する。
- ・児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- ・より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかをいじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すことを明記する。

2 学校の組織づくり（「いじめ防止対策委員会」の設置）

（1）目的

いじめの未然防止のため、いじめを許さない環境づくりを行うことや、いじめの早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめ問題に備え、いじめの発見時には迅速かつ積極的な対応を行う。また、必要に応じて、学校基本方針が適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）を行う。

（2）構成

「いじめ防止対策委員会」は、校長をトップに教頭、主幹教諭、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、教育相談担当、部活動総括担当等とし、各学校の実情に応じてスクール・カウンセラー、学校医等の必要と思われる教職員や専門的知識を有する者等が加わるものとする。校務分掌においては、従来の生徒指導部会等から独立し、委員会（部会）扱いとして組織図に位置付ける。

その際、校長等管理職に教職員や児童生徒の声が届く仕組みなどを整え、教職員全員がいじめ問題について正しい理解と鋭い感覚をもち、常にいじめ問題に係る情報を一人で抱え込むことなく組織的に共有し、即応できる体制を維持することに努める。

（3）役割

「いじめ防止対策委員会」は、校長のリーダーシップのもと教職員の協力体制を確立

し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進することとし、具体的な役割は次のとおりとする。

- ・未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談の受入れ及びその集約（情報収集・共有化等）
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約（事実関係の把握・組織的判断等）
- ・発見されたいじめ事案への対応（情報の集約と記録・共有化）
- ・重大事態への対応

3 いじめ問題等の取組の基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、教職員間で相談・協力できる風通しの良い職場環境を整え、全教職員の協力体制の下で児童生徒に向き合う時間を確保し、年間を見通して予防的、開発的な取組を計画・実施する。

また、いじめの問題への取組の重要性について、家庭・地域と認識を共有し、教育活動に支援を得ながら一体となった取組を推進する。

① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

学校の教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人の内面理解に基づき、全ての児童生徒が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりを進める。

このことを基盤として、生命を尊重する心や規範意識を育む道德教育、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、人間関係を築く特別活動、他者・社会・自然と関わりを深める体験活動等を充実させ、命や人権を尊重した豊かな心を育成する。

② いじめに対する正しい理解

学級活動、学年または全校集会等、あらゆる機会をとらえて、いじめとは何かを児童生徒と教職員が当事者の立場に立って共有し、児童生徒一人一人に対し、互いを思いやり、他者を自分と同じように尊重できる心や、いじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成する。

また、いじめについて大人に訴えることは勇気ある正しい行為であり、いじめを受けている児童生徒やいじめについて訴え出た児童生徒は守り通すという教職員の明確な姿勢を日頃から児童生徒に伝える。

③ 互いに認め合い、支えあい、助け合う仲間づくり

「自分自身を理解する」「相手の気持ちを思いやる」などの人間関係を結ぶ力を育み、「相手を傷つけずに自分の考えを表現する」等のコミュニケーション能力を育成する。また、学級活動、児童会・生徒会活動等はいじめ防止の活動を自分たちで考え

実施する主体的な活動を進め、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係づくりを進める。

さらに、教育は人格と人格の触れ合いであり、教職員の姿勢は児童生徒の重要な教育環境であることを踏まえ、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長させたりすることがないように努めなければならない。また、言葉遣いを含め言動に注意を払うとともに、配慮を要する児童生徒を中心に据えた教育活動を展開する。

④ 児童生徒や学級の状況把握

日頃から児童生徒と同じ目線で物事を考え、場を共有する中で、言動や身だしなみなどに変化が見られる場合には、面接するなど早期にかかわる。

また、児童生徒及び保護者への意識や、人間関係、ストレス等に関する調査等により、児童生徒や学級の状態を把握し、スクール・カウンセラーや特別支援教育コーディネーター、必要に応じて外部の専門家の助言も参考にしながら具体的な指導計画を立てる。

さらに、配慮を要する児童生徒の進級や進学、転学に際し、教職員間や校種間、学校間で適切な引き継ぎを行う。

⑤ 校内研修の充実

いじめ対応マニュアルや学校基本方針等を活用した校内研修や兵庫県の心の教育総合センターが開発した「いじめ未然防止プログラム」の活用等により、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。

併せて、各教員が学校基本方針等を活用して、日頃の指導や取組等の点検を行い、いじめの認知や対応能力の向上を図る。

(2) いじめの早期発見

いじめの問題については、早期の発見が早期の解決につながる。そのため日頃から児童生徒の観察や信頼関係の構築に努める。

また、いじめは、大人が気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど見えにくいものであることを踏まえ、いつでもいじめが起こりうるという前提を教職員の間で共有し、それを繰り返し確認するとともに、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

① 教職員の対応能力の向上

教職員が人権感覚を磨き、児童生徒の言葉を受け止め、児童生徒の立場に立ち、児童生徒を守る姿勢が大切である。また、集団の中で配慮を要する児童生徒に気づき、些細な言動から、心の叫びを敏感に感じとれるよう、共感的に児童生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドの向上に努める。

② 日常的な実態把握

いじめを早期に発見するためには、休み時間等における教職員の日常的な観察や目の届きにくい場所の点検、チェックリストによる観察、教育相談を行うとともに、教室等に相談窓口の案内を掲示する。

また、日常生活での児童生徒への声かけに加え、生活ノート、教育相談、家庭訪問等により児童生徒、保護者との信頼関係を構築した上で、定期的な教育相談週間や少なくとも学期に1回以上のアンケート調査を実施するなど、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録し、教職員間で共有する。なお、アンケート調査については、記入しやすい環境を整えた上で、各校の状況に応じて記名式や無記名式を選択もしくは併用して実施する。

③ 相談しやすい環境づくり

児童生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気のいる行為であり、新たにいじめの対象になったり、いじめを助長したりする可能性を十分に認識し、相談しやすい環境づくりを進める。訴えがあった場合には、担任等やカウンセラーが、まず、児童生徒のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め、心の安定を図るとともに、可能な限り具体的な内容を聴き取る。

また、最後まで守り抜くことを伝えるなど、安心感を持たせるよう配慮する。周囲の児童生徒の訴えについては、当該児童生徒がいじめを受けることがないように、きめ細かな配慮を行う。

さらに、その訴えを受け止めた上で、事実確認とともに、いじめの解消に向けて迅速に取り組む。保護者の訴えについては、日頃から保護者と連携し、信頼関係を築いたうえで、保護者の心情を十分に理解し対応する。なお、教育相談で得た児童生徒の個人情報の取扱いについては明確にしておく。

(3) いじめに対する早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。

いじめを受けている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、「いじめ防止対策委員会」の校内組織を中心とした教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む計画を立て、継続的に見守る。

① いじめへの組織的対応

いじめが疑われる情報があった場合、いじめを受けた又はいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、登下校、昼休み等の見守りを強化する。指導に当たっては校内組織で対応する。当事者双方、周囲の児童生徒から個々に事情を聴き取り、正確な実態把握を行い、指導方針、役割分担を明確にしたうえで、連携協力して児童生徒、保護者に対応する。

また、事案に応じて教育委員会、関係機関と連携する。この際、加害・被害だけ

でなく、いじめを助長する児童生徒、いじめに暗黙の了解を与えてしまう児童生徒を含め、いじめの事案に関わった全ての児童生徒に深くかかわり、人間的成長につながる指導が必要である。

さらに、いじめが解消したと見られる場合でも、スクール・カウンセラー等とも連携し心のケアを図るなど、引き続き十分な観察、指導を継続する。

② いじめを受けている児童生徒及び保護者への支援

いじめを受けている児童生徒を守るとともに、心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信を持たせる。その保護者には、その日の内に面談し、事実関係を伝える。

なお、保護者の不安な気持ちを共感的に受け止め、早急に今後の指導方針を伝え、今後の対応について協議を行う。さらに、一定期間の見守りや支援を行い、児童生徒及びその保護者には適時、適切な方法で経過を報告する。

③ いじめを行っている児童生徒への指導及び保護者への助言

いじめを行っている児童生徒からは気持ちや状況を十分聴き取り、状況、背景にも注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、人間的成長につながる、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させる。その保護者には、早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の児童生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに今後の取組について共有する。

なお、心理的な孤立感・疎外感を与えないようスクール・カウンセラー等と連携するとともに、加害児童生徒の心情や言い分を十分に聴いたうえで、一定の教育的配慮のもと、特別な指導計画による指導の他、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携による措置も含め対応する。

懲戒を加える際は、本人に弁明の機会を与えた上で、自らの行為を十分に理解させるとともに、成長を促し、健全な人間関係を育むことができるものとなるよう留意する。

④ 周囲の児童生徒への指導

当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として、「いじめは決して許さない」という毅然とした指導を行う。その際、いじめは加害・被害の二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめに暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。特に、「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」への転換を促す指導が重要である。

⑤ 教育委員会との連携

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育

委員会へ報告し、指導助言等による支援のもと、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決にあたる。

また、必要に応じて、「サポートチーム播磨」のスクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカー等の支援を要請するとともに、町の弁護士や県教育事務所「教育相談窓口」等を活用する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、児童生徒に対して、インターネットの正しい活用法など情報モラル教育を充実させるとともに情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等関係機関と連携した指導、児童生徒、保護者への啓発に努める。

未然防止では、発達段階や携帯電話等の使用頻度に応じて、学級活動、児童会・生徒会活動等においてスマートフォン・携帯電話の使用について、自分たちでルールを考え実行する等の取組により、情報発信の配慮や、発信者と受信者の双方がメールや書き込み等に振り回されるのではなく、有益なツールとして活用する態度を育てることが必要である。また、携帯電話等を第一義的に管理する保護者と連携するため、保護者会等で携帯電話等の使用に関する学校のルールを共有する。

早期発見では、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、いじめを受けている児童生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

早期対応では、インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門的な機関と連携して対応していく。

なお、保護者に対しては、青少年インターネット環境整備法や兵庫県青少年愛護条例等の法令の規定を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。

(5) 家庭や地域との連携

法令の趣旨に基づき、保護者会や地域の各種会合等において、学校におけるいじめの実態や学校基本方針について、情報交換、協議できる場を設ける。

また、いじめの問題性や家庭教育の大切さなどの理解促進を図るため、保護者研修会やホームページ・学校だより等により啓発する。

さらに、いじめに対する家庭や地域の気づきと教職員の気づきが互いに共有できるよう相談窓口や連絡体制の周知を図る。

一方、多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めたり、大人同士が相談したりできるよう、学校運営協議会や地域学校協働本部等、学校とPTAや地域団体との地域ネットワークづくりを行うとともに、地域における「子どもの見守り活動」等の教育支援を求めることが必要である。

(6) 関係機関との連携

学校は地域の警察との連携を図るため、管理職や生徒指導担当教員等を中心に日頃から学校や地域の状況の情報交換を行うとともに、定期的に、また必要に応じて学校警察連絡協議会等を開催する。加えて、非行防止教室を開催し、警察官等が児童生徒を直接指導するなど、いわゆる「顔の見える連携」を行う。

なお、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触すると思われるいじめに関しては、早期に所轄警察署や少年サポートセンターに相談するとともに、児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされている場合には、直ちに通報する。また、いじめを行っている児童生徒の背景に、保護者の養育状況等の家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センターや福祉事務所、民生委員・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

さらに、法務局人権相談窓口など教育委員会以外の相談窓口の情報についても適切に周知するほか、必要に応じて、医療機関等の専門機関と連携した教育相談を行う。

第4章 重大事態への対処

町教育委員会と学校が、しっかりと事実に向き合うことで、次に掲げる事態（以下、「重大事態」という。）に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するため、速やかに、町教育委員会又は学校のもとに組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を実施する。

1 重大事態の意味

いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、町教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

2 学校又は教育委員会による調査

(1) 調査の趣旨及び調査主体

町教育委員会又は学校が調査の主体となる。

なお、町教育委員会が、学校主体の調査では必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、町教育委員会が調査を実施する。学校が調査主体となる場合も、町教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(2) 調査を行うための組織

調査を行う委員は、職能団体等の推薦により専門的知識及び経験を有する第三者で構成し、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から、どのような態様で行われ、背景や人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、町教育委員会と学校がしっかりと事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

また、町教育委員会又は学校は、調査組織に対し積極的に資料を提供するとともに調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

(4) その他留意事項

(ア) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査、聴き取り調査を行うことが考えられる。

この際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先とする。いじめを行っている児童生徒のいじめ行為を止めるとともに、いじめを受けた児童生徒に対して事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

さらに、学校の設置者がより積極的に指導・支援したり、関係機関とも適切に連携したりして対応に当たる。

(イ) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など聴き取りが不可能な場合、迅速に、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議したうえで、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等による調査に着手する。

(ウ) 児童生徒の自殺という事態が起こった場合

自殺防止に資する観点から自殺の背景調査を実施する必要がある。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

自殺の背景調査の在り方については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考にしつつ以下の点に留意する。

- 遺族の要望・意見を十分に聴取しできる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対してもできる限りの配慮と説明を行う。
- 遺族に対して主体的に在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際も 目的・目標、組織の構成、概ねの期間や方法、入手資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方、調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
- できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、それらの信頼性の吟味を含めて客観的、総合的に分析評価を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性などがあることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

3 調査結果の提供および報告

(1) いじめを受けた児童生徒及び保護者への適切な情報提供

町教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について適時・適切な方法で経過報告に努める。

この際、他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を理由として説明責任を怠ることがないようにする。

また、質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講ずる。

(2) 調査結果の報告

重大事態の発生及び調査を行った結果について、当該学校については、町教育委員会を通じて町長へ報告する。調査結果を報告する際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、当該児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

4 町長による再調査及び措置

(1) 再調査

調査結果の報告を受けた町長は、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、播磨町いじめ防止対策推進条例第12条に基づき、「播磨町いじめ問題調査委員会」において、町教育委員会又は学校による調査の結果について再調査を行う。

調査を行う委員は、職能団体等からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者で構成し、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。また、町長はいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等や調査結果を説明する。

(2) 調査の結果を踏まえた措置等

町長及び町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、町長は、学校について再調査を行った結果を町議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、関係者の個人情報に対して必要な配慮をする。

重大事態対応マニュアル

